

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	鹿児島市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.kagoshima.lg.jp/soumu/soumu/gyokan/mynumber_dokujiriyu

執行機関名 鹿児島市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務あつて主務省令で定めるもの	介護サービス等の給付等に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鹿児島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第55号)別表第1 第6の項 介護サービス等の給付等に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第1条	鹿児島市訪問介護等利用者負担額減額実施要綱(平成12年3月31日制定)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、加齢に伴つて生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もつて国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の円滑な実施を行うため、法第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者が、指定居宅サービス事業者から法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第15項に規定する夜間対応型訪問介護及び法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)(以下「訪問介護等」という。)のサービスを利用した場合、当該利用者に対する訪問介護等のサービスの利用者負担額の全部又は一部を減額することに関し必要な事項を定めるものとする。

⑦独自利用事務の関連規範

鹿児島市訪問介護等利用者負担額減額実施要綱(平成12年3月31日制定)